

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年12月9日～2021年12月15日)

令和3年(2021年)12月17日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b></p> <p>EU予算に関するジョブロ法相の発言                  国家復興計画に関するミュレル政府報道官の発言                  オミクロン株の出現に伴う水際防疫措置及び国内制限措置強化の発表                  チェコ軍によるポーランド軍の支援                  ポーランド軍参謀総長と米国統合参謀本部議長との懇談                  ドゥダ大統領のバイデン米大統領及びブカレスト・ナイン首脳との電話会談                  ドゥダ大統領の米主催民主主義サミット出席                  ラウ外相とベアボック独外相との会談                  モラヴィエツキ首相とショルツ独首相との会談                  モラヴィエツキ首相の「V4+仏」首脳会合出席                  東方パートナーシップ諸国に対する新型コロナワクチン供与支援の発表                  ラウ外相のEU外務理事会出席                  ポーランド軍を支援する英国軍兵士の到着                  モラヴィエツキ首相のEU・東方パートナーシップ首脳会合出席</p>								お問い合わせ先大使館領事部 電話2269650005 Fx50006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
<p><b>治安等</b></p> <p>マゾヴィエツキエ県の高校で不発弾が発見                  ポーランド警察がユーロポールと協議                  ベラルーシからの不法移民に関連する動向                  ポーランド人船員が海賊に誘拐される事案が発生                  ドゥダ大統領が道路交通法改正案に署名                  犯罪件数が昨年同期よりも増加との報道</p>								
<p><b>経済</b></p> <p>革新的なビジネスへのインセンティブ                  下院、年金受給資格期間の変更に関する法案審議を開始                  利上げに関するグラピンスキ中央銀行総裁発言                  韓国とのSTHに関する協定締結                  ワルシャワが最も汚染された都市に指定                  原子力発電所建設に対する世論調査                  ポーランド最大の石炭火力発電所停止に関する住民調査                  新気候・環境大臣、エネルギー自給率の向上に意欲                  発電する窓ガラス</p>								
<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                  欧州でのテロ等に対する注意喚起                  エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起                  孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ                  「たびレジ」への登録のお願い                  新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                  マイナンバーカード取得のお願い                  年金受給者の現況届提出について                  大使館広報文化センター開館時間                  文化行事・大使館関連行事</p>								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>	
政 治	
内 政	

### EU予算に関するジョブ法相の発言【12日】

12日、ジョブ法相は、FT紙へのインタビューに応じ、欧州委員会の承認を得られていない国家復興計画(KPO)について、EUは、ポーランドも拠出している共通の予算からワルシャワへの資金供給を不法に拒否していると述べた。同法相は、仮にワルシャワとブリュッセルの間の争いがエスカレートした場合、同法相自身がEU予算へのポーランドの拠出を停止することを政府に提案すると発表した。さらに、同法相は、ポーランドはEUによる恐喝に対して、EUの全会一致が必要な事項には拒否権を発動して対応すべきだと主張したほか、ポーランドは、エネルギー価格の大幅な上昇をもたらすEUの気候・エネルギー政策へのコミットメントを見直すべきであると述べた。

### 国家復興計画に関するミュレル政府報道官の発言【13日】

13日、ミュレル政府報道官は、Polsat News に対して、EUとの間で懸案となっている最高裁判所規律部を廃止する法律案を提示する用意があるが、それはポーランドの提出した国家復興計画(KPO)について欧州委員会との合意が成立した後でなければならぬと述べた。同報道官によると、欧州委がポー

ランドの国内司法にどこまで干渉できるかについて欧州委と論争が続いており、現時点で最高裁判所規律部の廃止案を採択すると、ポーランドが更なる譲歩を強いられる可能性があるという。

### オミクロン株の出現に伴う水際防疫措置及び国内制限措置強化の発表【14日】

14日、オミクロン株の出現に伴う水際防疫措置及び国内制限措置の追加的強化に関する政令が官報に掲載された。同措置は、12月15日から1月31日まで適用される。水際防疫措置として、シェンゲン協定域外からの渡航者は、隔離措置を免除されるためには、ワクチン接種の有無にかかわらず、ポーランド国境を越える前24時間以内に結果の判明した陰性証明書(英語又はポーランド語)の提示を義務づけられる。陰性証明書を提示しない場合、入国日の翌日から数えて14日間の隔離が義務づけられる。また、国内制限措置として、飲食店、宿泊施設、文化施設等の入場制限は、ワクチン接種済みの者を除き収容可能人数の30%までに引き下げられるほか、娯楽及びレクリエーション施設における収容人数は、ワクチン接種済みの者を除き、100人までに制限される。

## 外交・安全保障

### チェコ軍によるポーランド軍の支援【8日】

8日、チェコ政府は移民危機に対して150名の兵士をポーランドに派遣する要請を承認した。この要請は今後議会で承認される必要がある。チェコ軍兵士はポーランドとベラルーシとの国境地域において180日間勤務することになっている。

### ポーランド軍参謀総長と米国防務省参謀本部議長との懇談【9日】

9日、訪米中の参謀総長ライムンド・アンジェイチャク大將は、ペンタゴンにおいて統合参謀本部議長マーク・ミリー大將と懇談した。懇談では、双方の関心事項について話し合うとともに、現在の東欧地域の安全保障環境に対する評価を共有した。

### ドゥダ大統領のバイデン米大統領及びブカレスト・ナイン首脳との電話会談【9日】

9日、ドゥダ大統領は、バイデン米大統領及びNATO 東方9か国によるブカレスト・ナイン(B9)首脳

による電話会談に参加した。同会談の議題は、米露首脳会談とその結果、そしてウクライナを取り巻く状況であった。ドゥダ大統領は、地域のパートナーと事前に合意したポーランドの立場について説明した。同大統領は、ロシアによる侵略への対応として、NATOを弱めるのではなく強化するという非常に明確な立場を期待していると強調し、ロシアの攻撃的な振る舞いへの最良の対応は、オバマ元米大統領とバイデン副大統領の下ワルシャワで開催された2016年のNATO首脳会議における決定、すなわち、NATO東方のプレゼンスを高めることであると述べた。

### ドゥダ大統領の米主催民主主義サミット出席【9日】

9日、ドゥダ大統領は、オンラインで開催された米主催の民主主義サミットにベラルーシの野党党首であるチハノフスカヤ氏と共に出席した。同大統領は、スピーチの中で、今日、ベラルーシは民主主義世界の最も重要な課題の一つであると強調した。また、同大統領は、「私は、ベラルーシ人がいつの日か同

じように民主主義の規範を目にすることができると信じている。それは、大統領が変わっても、自由な市民、自由な有権者であり続けることができるような規範である」と述べた。さらに、同大統領は、「なぜ私がベラルーシの話をしているのか。なぜなら、ポーランドは、1980年代に闘って獲得した自由に対する摂理に感謝し、何年も前から東欧の民主主義を支援するという義務を負っているからである」と強調した。

#### ラウ外相とベアボック独外相との会談【10日】

10日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したベアボック独新外相と会談した。同外相は、ベアボック外相のワルシャワ訪問が、同外相の就任以来、パリ、ブリュッセルに続いて三番目となったことに対する感謝の意を述べた。両外相は、両国関係を振り返る上で、独国内のポーランド人コミュニティの権利、第二次世界大戦のポーランド人犠牲者に関するベルリンでの記念式典、ポーランドへの賠償と戦争被害者の問題など、ポーランドの観点から困難かつ重要な問題について議論した。国際的な議題に関して、両外相は、特にポーランドとベラルーシの国境の状況について議論し、ロシアの攻撃的な政策がもたらす脅威について意見交換を行った。また、ベアボック独外相は、特に東方政策に関連した脅威の文脈において、ポーランドがノルド・ストリーム2(NS2)に対して抱いている不安と批判的な態度を共有していると述べた。さらに、ラウ外相は、同は、近いうちにポーランドが主催する独仏ポーランドによるワイマール・トライアングル外相会合の実現に対する期待を表明した。

#### モラヴィエツキ首相とショルツ独首相との会談【12日】

12日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したショルツ独首相と会談した。同首相は、独新政権の誕生は、ポーランドと独の関係にとっても新たな幕開けであることを強調した。会談では、主にEUの東側国境やウクライナの状況など共通の課題に焦点が当てられた。また、EUやエネルギー問題、ポーランドと独の協力関係についても議論された。

モラヴィエツキ首相は、東側の隣国が困難な状況にあり、それはノルド・ストリーム2(NS2)の運用開始の可能性も寄与していると指摘するとともに、NS2によってウクライナだけでなく、ポーランドや他の東欧諸国も困難な状況に置かれていると付言した。また、同首相は、EUのエネルギー市場に関して、「独の連立協定によれば気候政策が絶対的な優先事項であることを理解しているが、今日、エネルギーはますます高価になっており、また、ガスによる恐喝は、インフレを招き、一般家庭の価格を上昇させている」と指摘した。二国間関係について、モラヴィエツキ首相は、ポーランドと独の経済・貿易・投資関係が発展していることに非常に勇気づけられていると述べ、ポーランドにとって、独は最も重要な貿易相手国

であると強調した。

#### モラヴィエツキ首相の「V4+仏」首脳会合出席【13日】

13日、モラヴィエツキ首相は、ブダペストで開催された「V4+仏」首脳会合に出席した。同会合の目的は、現在の欧州の地政学的状況について議論することであった。首脳らは、不法移民とエネルギー価格による危機に関連する現在の脅威に特に注意を向けた。同会合において、マクロン仏大統領は、特に移民・庇護政策を考慮に入れた、仏のEU議長国としての優先事項について説明した。

#### 東方パートナーシップ諸国に対する新型コロナワクチン供与支援の発表【13日】

13日、ポーランドは、欧州委員会との間で、EU諸国から東方パートナーシップ諸国(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナ)への新型コロナワクチンの再販及び流通に関する協定に署名した。同プロジェクトの開始及び協定への署名式には、ヴァールヘイ欧州委員(近隣政策及び拡大担当)、ラウ外相、ムジチュカ国家政策投資銀行(BGK)総裁が出席した。

署名式において、ラウ外相は、東方パートナーシップ諸国について、ポーランドの開発協力の主要な優先事項の一つであり、そのため、毎年多くの開発プロジェクトを実施し、資金を提供していると述べた。同協定により、東方パートナーシップ諸国は無料でワクチンを受け取ることができ、ワクチンを再販するEU加盟国との決済はプロジェクト予算から行われることになる。同協定の期間は24か月、又は、欧州委の助成金3,500万ユーロが枯渇するまでとなっている。

#### ラウ外相のEU外務理事会出席【13日】

13日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会に出席した。同会合では、EUとベラルーシの国境の状況及びロシアによるウクライナへの攻撃の脅威、EUとアフリカ及び中央アジア諸国との関係、EUの選挙監視団が追放された後のベネズエラの状況について議論したほか、カタールの外相との会談では、アフガニスタンの状況についても議論した。ラウ外相は、ベラルーシ情勢について、EUがこれまでにやってきた行動により、国境の状況が比較的落ち着いてきたことに対して感謝の意を述べた。一方で、同外相は、これは危機の終結を意味するものではなく、再びエスカレートする可能性があり、EUはそれに備えなければならないと強調した。同外相は、12月2日にベラルーシに対する第5次制裁パッケージが採択されたことに満足の意を述べた。また、同外相は、11月末に欧州委員会が提示した、移民の違法な往来や人身売買に関与している航空会社のブ

ラックリスト化を可能にする規則案が、遅滞なく採択されることへの期待を表明した。

#### ポーランド軍を支援する英国軍兵士の到着【13日】

13日、英国軍兵士のグループは、ベラルーシとの国境のフェンスを修理・構築する支援のためポーランドに到着した。ブワシュチャク国防大臣は、これはハイブリッド戦に対する共通の対応であり、同盟の団結の証拠であると述べた。

#### モラヴィエツキ首相のEU・東方パートナーシップ首脳会合出席【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開催されたEU・東方パートナーシップ首脳会合に出席し

た。同首相は、東方パートナーシップ(EaP)6か国(ウクライナ、モルドバ、ジョージア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ)の間で起こっていることは、我々にとって非常に重要であると述べ、この10年間、ウクライナ、モルドバ、ジョージアだけでなく、アルメニア、アゼルバイジャンからも西側への関心が向けられてきており、これが最近のロシアの非常に攻撃的な態度の原点であると述べた。また、同首相は、ポーランドは、EaPの将来について戦略的に考えるべきであり、地域の発展の様々なシナリオに備えるべきであると述べ、ロシアの攻撃的な政策、ベラルーシや南コーカサスでの出来事から、安全保障の問題にますます注意を払うことが求められていると強調した。

### 治 安 等

#### マゾヴィエツキエ県の高校で不発弾が発見【6日】

6日、マゾヴィエツキエ県ラジミン(Radzymin)に所在する高校で、第二次世界大戦中の不発弾が発見され、周辺住民数百人が一時避難するという事態が発生した。同不発弾は、同校生徒が学校に持ちこんだと思われ、更衣室で発見された。

#### ポーランド警察がユーロポールと協議【9日】

9日、国家警察本部は、欧州刑事警察機構(ユーロポール)とベラルーシ国境情勢を始めとする議題について協議した。同本部側は、関連する犯罪や不法移民に基づく犯罪との闘いには警察が強く関与していくことを強調した。また、本事案の性質上、ポーランド国民のみならず、欧州全土に住む人々の安全に影響があるため、ユーロポールと緊密な警察協力が必要であると述べた。

#### ベラルーシからの不法移民に関連する動向【12~15日】

12日、国境警備隊は、同日にベラルーシ反体制派の71名がポーランドに入国したと明らかにした。また、8月18日から12月12日までの間に、ベラルーシ反体制派のメンバーやその家族など約22,000名に対する保護を行ったことも併せて明らかにした。

13日、国境警備隊報道官は、12月1日から同12日までの間にベラルーシ国境で試みられた不法越境の件数が838件であったことを明らかにした。

14日、ジャリン報道官は、11月16日にクジニツァ国境通過地点で発生した移民による騒動について、当時、ベラルーシ国家国境委員会副委員長が現場で状況を監督していたとして、一連の移民危機に対するベラルーシ側の関与を強調した。

15日、PAPは、国境警備隊少佐の発言を引用し、ベラルーシ国境付近に所在するロジスティックセンターには依然として少なくとも1,000名の移民が滞在していると指摘した。

#### ポーランド人船員が海賊に誘拐される事案が発生【13日】

報道によると、13日、赤道ギニアのビオコ島付近において、コンテナ船の乗組員が海賊に誘拐されるという事案が発生し、誘拐された乗組員のうち少なくとも1名がポーランド国籍であったという。ポーランド外務省は、本件に対応するため、危機管理チームを組織し対応に当たっている。

#### ドゥダ大統領が道路交通法改正案に署名【13日】

13日、ドゥダ大統領が、交通違反に対する罰金引上げなどを盛り込んだ道路交通法改正案に署名した。これまでは、罰金額の上限が5,000ズロチであったが、本改正により30,000ズロチまで引き上げられるほか、横断歩道直前での追い越しや横断歩道での歩行者優先義務を怠った場合などには、最低3,000ズロチの罰金が科せられることになる。また、違反点数の最大減点数が10点から15点まで引き上げられ、罰則金を支払ってから減点が取り消されるまでの期間も1年から2年に延長された。このほか、制限速度を30キロ以上超過した場合には、市街地・非市街地を問わず、最低罰金額が800ズロチに引き上げられる。同法案は、2022年1月1日から施行される。

#### 犯罪件数が昨年同期よりも増加との報道【15日】

15日、ジェチポスポリタ紙は、国家警察本部の統計によると、本年10月までに記録された犯罪件数は約188,000件であり、前年同期と比べて約5,200件増加したと報じた。犯罪件数が多かった地域としては、シロンスキエ県、ワルシャワ及びその周辺地域、ドルノ・シロンスキエ県などを挙げた。警察によると、新型コロナウイルス感染症の防疫対策及び口や鼻を覆う義務に対する違反が犯罪件数の増加につながったという。また、10月までの窃盗件数は約87,

000件であり、前年同期と比べ約7,000件増加しているという。車両窃盗は、約6,300件であったが、

昨年同期よりも約400件少なく、首都圏では日本車の窃盗被害が多かったとのことである。

## 経 済

### 経済政策

#### 革新的なビジネスへのインセンティブ【13日】

2022年1月1日に施行される「Polish Deal」の下での新たな税制改革では、キャッシュレス化や新製品開発を促進するための免税措置が含まれている。新制度では、決済端末の購入やその取扱い等に関連する費用は税控除の対象となる。また、新製品開発の試作費用の30%を控除することが可能となる（但し、年間収入の10%を超えないこと）。

審議を開始した。同法案は、独立自主管理労働組合「連帯」(NSZZ Solidarnosc)が提出したもので、女性は35年間、男性は40年間勤務し、最低年金(現在は1,250ズロチ)の受給に十分な保険料の納付を行った場合に受給資格を得るというものである。この場合、18歳から就労を開始し、年金保険料を納めていた場合、女性は53歳、男性は58歳から受給資格を得ることになる。仮にこれらの受給資格を得た労働者が速やかに定年退職した場合、社会保険庁(ZUS)は初年度に122億ズロチ、2年目に217億ズロチの費用がかかる計算となる(年金の総額及び保険料の損失を含めたもの)。

#### 下院、年金受給資格期間の変更に関する法案審議を開始【14日】

下院は、年金受給資格期間の変更に関する法案

### マクロ経済動向・統計

#### 利上げに関するグラピンスキ中央銀行総裁発言【10日】

グラピンスキ中央銀行総裁は、状況が変化しない場合には、金融政策委員会は現在のペースで利上げを継続すると述べた。同総裁の発言は、2022年

に政策金利が3%を超えるであろうという投資家の予測が正しいことを示唆している。ただし、同総裁は、金融引締めは経済状況を損ねないペースで進めることを保証しており、政策金利が2.25~2.5%を超えることはないという経済専門家の予測もある。

### ポーランド産業動向

#### 韓国とのSTHに関する協定締結【9日】

9日、ホラワ・インフラ副大臣は、当地を訪れているノ・韓国国土交通部長官とともに、ポーランドと韓国との間におけるポーランド交通ハブプロジェクト(STH)の協力協定に署名した。ホラワ副大臣、ノ長官、新中央空港特別目的会社(CPK)社長、仁川国際空港株式会社(IIAC)は、韓国側が少数株主となる共同事業形式での活動を想定している。今年初めからSTHの戦略アドバイザーとなっているIIACは、ポー

ランドのプロジェクトにおける投資活動の妥当性を確認する。来年末までにCPKとIIACは共同投資の詳細な条件を作成することとしている。

第1段階において、新中央空港は、それぞれ4,000メートルの長さの2つの滑走路を持つ、中・東欧最大の空港となる予定である。空港部分において、事前の環境・フィールド研究、マスタープランの準備と土地の購入、鉄道部分では設計開発のためのフィージビリティ・スタディの段階で投資される。

### エネルギー・環境

#### ワルシャワが最も汚染された都市に指定【13日】

大気汚染情報を提供する世界大手の IQAir(スイス)は、ワルシャワを世界で最も汚染された主要都市に指定した。ワルシャワは、ダッカ(バングラデシュ)、デリー(インド)、カラチ(パキスタン)を上回り1位となった。ポーランド経済研究所(PIE)の試算によると、健康コストは経済コストに変換可能で、その額は年間1,110億ズロチにのぼる。PM2.5は、大気汚染の原因となる粉塵や物質の中で最も有害とされており、2017年のポーランドにおけるその濃度は、1m<sup>3</sup>あたり23マイクログラムだった。WHOは、空気中のこの粉塵の濃度が1m<sup>3</sup>あたり10マイクログラムを超えないようにすることを推奨している。

#### 原子力発電所建設に対する世論調査【15日】

本年11月に実施した気候・環境省の委託調査によると、ポーランドに原子力発電所を建設することについて74%(前年より11%増)が支持、20%が反対していることがわかった。また、原子力発電所を居住地の近くに建設することについては58%(前年より12%増)が同意、39%が反対している。さらに、78%(前年より8%増)が原子力発電は気候変動対策として良い方法と考えており、82%(前年より9%増)がポーランドのエネルギー安全保障を高めるための良い方法として考えている。なお、80%がポーランド初の原子力発電所の建設計画を聞いたことがあるとしている。

**ポーランド最大の石炭火力発電所停止に関する住民調査【15日】**

ポーランド国営電力会社(PGE)の公約通り、ベウハトゥフ石炭発電所は2036年に停止し、同地域の褐炭の採掘は2038年までに段階的に停止される予定である。しかし、ポーランド経済研究所(PIE)が行った調査によると、同地域の住民の67.9%は、エネルギーの移行が地域の経済状況に悪影響を及ぼすという意見を持っているという。また、43.4%の住民は、再生可能エネルギーが解決策となると回答している。同調査によると、地元住民の80%以上が発電所の操業停止に伴う失業率の上昇を懸念している。

**新気候・環境大臣、エネルギー自給率の向上に意欲【15日】**

本年10月に着任したモスクワ気候・環境大臣は、当地紙のインタビューに対し、ポーランドのエネルギー安全保障は、エネルギーの輸入にのみ依存するのではなく、自国のエネルギー源に依存すべきである主張した。同国では、すでに70万人以上のプロシューマーが送電網に接続しており、2022年には100万人を超える予想されているため、エネルギーインフラへの投資は非常に重要とされている。現在、送電網に負荷がかかっているため、今後10年間で140億ズロチ以上が送電網の拡張と近代化のために投資される予定。

また、気候・環境省のエネルギー政策の優先事項は、まずエネルギー貧困世帯への補償、次に計画的かつ公正なエネルギー移行としている。同省は、洋上風力、原子力、水素の各分野で、投資、財政、法律に関する解決策のパッケージを準備している

## 科学技術

**発電する窓ガラス【14日】**

ポドカルパツキエ県の企業であり、ワルシャワ証券取引所に上場予定のSMシステムは、ジェシュフ(Rzeszow)付近の工場に世界初の量子ガラス生産ラインを開設する。完全に透明な窓ガラスには、太陽光発電パネルのように発電する量子シェルがあり、半透明の同等品は米国で入手可能であるが、中に

入ってくる光が少なすぎるため、建設業界では人気がない。ポーランドの技術は、これまでガラス業界で使用されていたものと比べて100倍の精度レベルがよいとされる。当該ガラスは、1平方当たり250~300ユーロで、従来の太陽光発電パネルと同等の価格で、効率は3倍である。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

#### エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

#### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.htm>

### **「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。



マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### 【開催中】 展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

### 【開催中】 展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催: 国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所: ワルシャワ市、Zachęta - Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

### 【予定】 展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2022年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されます。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))